

## 新井総合施設株式会社第2期処分場に係る変更届の提出について

市民環境部・経済部

千葉県から、令和2年1月20日付け中部林第864号で、新井総合施設株式会社から第2期処分場の廃棄物埋立て容量を増量させる内容の「林地開発行為変更届」が提出されたとの通知があった。

当該変更届が提出された後の1月28日に石井市長が千葉県環境生活部長を訪問し、廃棄物処理法に基づく届出書の提出の有無及び県の見解について確認した。

なお、令和2年2月4日付け廃第1644号及び廃第1645号で、廃棄物処理法に基づく届出がされたとの通知があった。

事業者が市に対し説明もないまま変更手続が行われたことは大変遺憾であり、届出内容を精査し、今後、事業者へ説明を求めていく予定である。

### 1 千葉県に提出された届出書について

#### (1) 届出書の種類

- ア 林地開発行為変更届（千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例）
- イ 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（廃棄物処理法）
- ウ 産業廃棄物処理業変更届出書（廃棄物処理法）

#### (2) 届出年月日

令和2年1月14日

#### (3) 変更の内容

台風15号、19号及び21号により発生した災害廃棄物並びに今後発生しうる廃棄物を含めた廃棄物処分を行うための対策として、第2期処分場の最上層である20層目を3層（7.5m）嵩上げして23層とする。

なお、林地開発の審査基準に基づき、盛土高については稜線を超えないよう設計し、盛土法面については安定計算により通常時、地震時において安定である構造とする。

#### (4) 埋立容量（覆土及び小堰堤に使用する土砂を含む。）

既 設	変 更 後	増 量 分
4,210,000 m <sup>3</sup>	4,264,000 m <sup>3</sup>	54,000 m <sup>3</sup>

(5) 廃棄物処理法に基づく届出に対する県の見解

埋立て容量全体の1割未満の増量については、法律上、軽微な変更として変更許可申請ではなく届出で処理することとなっているため、内容を確認の上、産業廃棄物処理施設変更許可証及び産業廃棄物処分業許可証の書換えを行うとのこと。

## 2 県訪問時の確認事項

(1) このたびの台風災害を教訓として、今後の災害時に際しては、県が事業者に対し、処分場の適正な管理、運営を徹底するよう指導すること。(R1. 10. 11 申入れの再確認)

- ・ 水処理施設を稼働できる非常用電源の速やかな設置
- ・ 災害時の廃棄物の搬入停止

→ 水処理施設を稼働できる非常用電源の速やかな設置については、事業者は、水処理施設は電力容量の大きい発電機が必要であり、すぐに設置することは困難とのことであったが、県としては、今後とも長期間にわたる停電が発生することを想定し、設置について検討するよう指導した。

また、停電時には廃棄物の搬入を停止するよう指導したところ、廃棄物の排出元や収集運搬業者の都合もあるので調整が必要であるが、今後は出来るだけ受け入れない方向で判断していきたいとのことであった。

(2) 第1期処分場の問題が発生してから8年が経過している状況において、未だ事業者が行っている改善対策の効果が見られていないことから、新たな抜本的な改善対策を早期に実施するよう、県が事業者に対し指導すること。

→ 更なる改善に向けた対応についての検討を事業者に求めていかなければならない。コスト面の問題もあり、抜本的な対策が今まで取られていなかったが、このままの状況でよいとは思っていないので、更なる対策について検討するよう事業者に指導している。